

トピックス

ミネラルウォーター類の検査

本年4月に起きた熊本地震では避難所等でペットボトルの飲料水が配られる光景が報道され、被災地への支援に「水」は欠かせない物資だと再認識しました。災害時の備えとしてミネラルウォーター類を箱単位で購入したり、日常に飲用している方もいるでしょう。水を「買う」とことや「保存する」とことが身近になり、その品質に関心が持たれるようになりました。

スーパー等では様々な種類のミネラルウォーター類が販売されていますが、これらは食品衛生法で規格基準が定められてきました。国内で流通しているミネラルウォーター類は、地下水や湧水など水だけを原料とするので、原水中の化学物質はそのまま製品へ移行すると考えられます。これまで一部の項目については水道法に基づく基準を準用し、その基準と製品中の成分規格の両方で規制されていましたが、平成26年12月に通知された「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」及び「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」により、規制される項目が変更されました。

通知では、殺菌・除菌を行うものと殺菌・除菌を行わないものを区分して基準が定められ、殺菌・除菌を行うミネラルウォーター類の化学物質等の成分規格は39項目となりました。また、対応する試験方法も項目毎に示され、これに合わせて「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性確認ガイドライン」が示されました。これは、ミネラルウォーター類に目的の有害物質を既知の濃度添加した試料を調製し、試験機関が計画的に分析し、

得られた結果から「選択性」「真度」「精度」等を求め、その試験方法が求められる性能を満たしているかを確認するというものです。

当所ではこれまで県内で製造されるミネラルウォーター類の「大腸菌群・腸球菌・緑膿菌」「混濁・沈殿物」「残留農薬」「鉛・ヒ素等」「放射性物質」の検査を行ってきましたが、今回の改正によって基準が定められた項目に対応する検査体制を現在整えています。現在のところ、ホウ素、セレン、銅、亜鉛等の元素類、水銀、ホルムアルデヒド、ジクロロアセトニトリルについて新たに検査実施標準作業書（SOP）を作成し試験法の妥当性確認を終了しました。今年度中には残留塩素、揮発性有機化合物のSOPを作成し、妥当性確認を行う予定です。試験法の信頼性を確保しミネラルウォーター類の安全性に対する県民の皆さまの信頼に応えていきたいと思います。

(下寄 楓 kanken-shokuhin@pref.nagano.lg.jp)



写真 ミネラルウォーター類の検体